慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ジョイス・オー・ハーツラー教授著 古代諸文明の社会思想
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1936
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.30, No.12 (1936. 12) ,p.1877(157)- 1880(160)
JaLC DOI	10.14991/001.19361201-0157
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19361201-0157

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ジョイス・オー・ハーツラー教授著『古代諸文明の社會思想』

高橋誠一郎

ネブラスカ大學社會學教授ジョイス・オー・ハーツラー（Joyce Oramel Hertzler）の著『古代諸文明の社會思想』（The Social Thought of the Ancient Civilizations.）は McGraw-Hill Publications in Sociology. 中の一冊として本一千九百三十六年に出版せられたものである。吾人がハーツラーの名を初めて知つたのは其の一千九百二十三年の著『ユートピア思想史』（The History of Utopian Thought.）に於いてゞあるが、同氏は其の後、The Century Social Science Series. の一部として一千九百二十八年『社會進歩』（Social Progress. A Theoretical Survey and Analysis.）を出し、又本叢書中の一冊として『社會制度論』（Social Institutions）を公にしてゐる。吾人は曾つて多大なる期待を以つて同氏の『ユートピア思想史』を繙き、少なからざる不滿を以つて其の卷を掩ふた經驗を有してゐる。其の第五章「ユートピア社會主義者」の如き、多くイリ（Ely）、グレアム（Graham）其の他の著者の記述に依據して、本原の資料を使用すること極めて尠少なるの憾みが深かつた。爾來十三年、著者の研究は那邊まで進捗し、幾許の深邃を加へたるか。

過去の社會思想史は啻だに現代社會思想の原質と基礎とを示すのみならず、吾人をして全體として現代文明を了

解するを得せしむるものである。蓋し過去の諸思想は現在の制度、態度、習慣、關係、配置及び其の他の社會的形態及び地位に於ける決定要素たるが故である。人間の本性は總べての過去の經驗を無效ならしむるほど急速に變化することなきが故に、過去に於ける社會思想の本性、效果及び命數に關する公正なる知識は吾人を防護して過去の誤謬の多くを再び繰返すことなからしむるものである。(ibid., p. 1.)。著者は『傳道之書』第一章第九―十節「日の下には新しき物あらざるなり。見よ、是れは新しき物なりと指して言ふ可き物あるや、其れは我れ等の前にありし世々に既に久しくありたる物なり」を以つて其の書の題句と做してゐる。(ibid., p. xvi.)。

著者は先づ第一に、古代諸文明の社會思想の檢討の望しく、又能くし得ることを述べ、次いで、古代埃及人の社會思想、古代埃及の教戒中に於ける社會的睿智、バビロニアの社會思想、古代法特にアッシリア及びヘテ法典、古代波斯の社會思想、初期印度の社會思想、古代支那の社會思想及びヘブル人の社會思想を論じ、最後に古代諸文明の社會思想に對する貢獻を約言する。

吾人は本書の目次を一見して、希臘以前に於ける古代思想に關する諸資料が、整然、科學的に檢討せられつゝあるの觀あるを見て、少なからざる期望を以つて之れに對接したのであるが、仔細に其の各項目を閲讀するに及んで失望せしめらるゝ所が多い。例へば、ヘブルの社會思想中「財産に對する罪」の條項の如きは僅かに左の如き叙述あるに過ぎない。今、其の全文を譯載する。(但し、原著者の掲ぐる『舊約聖書』中の章節には幾分の誤あるが如くである。茲には正しと信ずる所に從つて之れを改めて置く)。

一般に盗みは禁ぜられる。(『出埃及記』第二十章第十五節、『利未記』第十九章第十一節、『申命記』第五章第十九節)。或る人が若し一頭の牛若しくは一頭の羊を盗んで、之れを殺し若しくは賣るならば、彼れは五頭の牛を以つて盗まれたる各一頭の牛を賠ひ、四頭の羊を以つて各一頭の羊を賠ふ可きである。若し其の窃める物其の手にあらば、彼れは之れを倍にして償ふ可し、若し物あらざる時は、彼れは其の身を奴隷に賣りて其の窃める物を償ふ可きである。(『出埃及記』第二十二章第一、三、四節)。若し或る人が夜間に於いて盗賊の壞り入るを見て、之れを擊て殺したる時は、彼れは殺人罪に處せらる可きでない、而も彼れが日出でて後、之れを爲したならば、彼れは償ひ返さなければならぬ。(『出埃及記』第二十二章第二、三節)。其の隣人の葡萄園若しくは麥圃を過ぎつゝある人は、其の場所に於いて彼れの意に任せて飽く迄食ふも妨げないのであるが、而も彼れは如何なる部分をも持ち去ることを得ない。(『申命記』第二十三章第二十四、五節)。奪ひたる物若しくは詐欺的に取得したる物の總べてに對しては賠償が爲されなければならぬ。(『利未記』第五章第二―七節)。其の隣人の地界標を撤去し、斯くて其の土地を盗みつゝある者は何人と雖も公に處罰せらる可きである。(『申命記』第十九章第十四節、第二十七章第十七節)。不正の秤量及び尺度は法律上の效力なからしめられる、而して正直は總べての業務關係に於いて要求せられる。(『申命記』第二十五章第十三―六節、『利未記』第十九章第三十五―七節)。

汝の先人の定めたる汝の鄰の地界を侵す可らず。(『申命記』第十九章第十四節)。

汝等審判に於いても、尺度に於いても、秤子に於いても、升斗に於いても不義を爲す可らず。汝等正しき秤、正しき錘、正しきエパ、正しきヒンを用ふ可し。(『利未記』第十九章第三十五、六節)。

斯くの如き叙述によつて不滿を感ずる者は獨り余のみではあるまいと思ふ。自餘の諸條項も多くは之れに類するものである。而して古代支那の社會思想を、老子、孔子及び孟子の其れのみに限つたことも亦物足らぬ感がある。而も著者は從來の所謂思想史の多くを以つて其の主題の科學的表現として重大なる缺陷あるものと信じ、其の研

究を種々なる古代文明の最重要なる著者若しくは文書に限定するに由つて出來得る限り是れ迄の著書に見る缺點を避けんことを期し、而して殆んど何等の解釋にも耽ることなく、註釋を最小限に歸せしめ、又理論化し若しくは一般化するに當つて細心ならんことを欲し、而して最後に、出來得る限り考古學的及び歷史的文獻資料をして自己の言葉を以つて自己の物語を物語らしめんことを求むるものである。彼れは彼れの任務を以つて、主として、社會科學者の思想及び背景に適せる是れ等古代文明よりの資料を發見し、蒐集し、選擇し、且つ組織し、而して能ふ限り客觀的なる態樣に於いて是れ等の資料を表現するに在りと考へたのである。彼れは斯くの如きを以つて歷史的資料を取扱ひつゝある社會科學者の第一の任務であると做してゐる。(ibid., pp. vii-viii.)。歷史的資料を取扱ひつゝある社會科學者が、自己の思想を其の讀者に强ふるの具として歷史的思想の選擇せられたる部分を使用し、若しくは明かに是認せられざる多くの意義を歷史的文書に附會して、著しく其の眞意を減却し沒了するの不當なるは著者の言を俟たずして固より明かなる所である。此の點に於いて著者の態度は全く正しい。唯だ吾人が些か疑問とするは、著者が各古代文明の一般的背景の前に、又其の基礎的條件の上に、其の生める社會文獻の本質を鮮明ならしめ、現代文明を理解するに資せしめんとせる彼れの事業に於いて果して能く成功し得たるか否かである。

（定價四弗、丸善賣價金十三圓六十錢）